

21 地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について（災害対策基本法の一部改正部分について）
（平成23年5月2日）

消防災第160号
平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

消防庁長官

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律について
（災害対策基本法の一部改正部分について）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「一括法」という。）については本日公布され、同法中災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正部分については、同日に施行されることとなりました。

一括法は、国と地方自治体との関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくることを目的として、平成21年12月に政府が作成した地方分権改革推進計画を踏まえ制定されたものであり、災害対策基本法の一部改正部分についても、国の関与の縮減の趣旨を踏まえた所要の措置が講じられるものです。

ついては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の体制構築に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 地域防災計画のうち、都道府県地域防災計画の修正に係る内閣総理大臣への協議を廃止し、修正した後、内閣総理大臣に報告することとしたこと。
2. 都道府県地域防災計画の修正の手続について、所要の経過措置を設けたこと。

消防災第157号
平成23年5月6日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公印省略)

地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について (通知)

地域防災計画等に基づく防災体制の整備については、かねてから御尽力いただいているところですが、東日本大震災において甚大な被害が生じたことにかんがみ、中央防災会議において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されたところであり、今秋を目途に取りまとめが行われ、その後、防災基本計画の修正が行われる見込みです。

これを踏まえ、必要に応じ、改めて地域防災計画の見直し等を行っていただくこととなりますが、今回の災害の主な特徴として、津波による被害が甚大であること、被災地域が広大であること、中・長期的な災害対応が必要とされていること等が挙げられます。これらの点を踏まえ、現時点において、御留意いただきたい事項等を下記のとおり取りまとめましたので、防災体制の緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。あわせて、これらの事項等に限らず、地域の実情に応じて、必要な緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。

なお、東日本大震災の余震やそれに伴う津波への対応についても、あわせて御留意いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び関係機関にもこの旨周知の上、その徹底を図られるようよろしくお願いいたします。

本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

I 被害想定等について

1 大津波等による被害の想定について

東日本大震災を踏まえ、地震のみならず、特に大津波について、現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることも、必要に応じ考慮されていること。

また、これにあわせて、沿岸部の地形や都市化等の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等についても検討が行われていること。

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応について

今回の災害では、災害対応を行う市町村の機能の喪失又は著しい低下等が生じたことにかんがみ、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県等からの迅速な支援のあり方などについて、検討、整備が行われていること。

II 避難対策等について

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等について

津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準を未だ定めていない市町村にあっては、速やかな作成の検討、策定がなされるとともに、基準を定めている市町村にあってはその内容の再点検が行われていること。また、避難指示等の住民への伝達が迅速かつ確実に行われる体制となっていること。

さらに、情報伝達時、避難時等において災害時要援護者に配慮された体制が確保されていること。

2 津波に関する避難指示等の住民への伝達手段について

今回の災害では、避難指示等の住民への伝達手段として、防災行政無線の重要性が再認識されたところであり、未整備の団体にあっては早急な整備に努められていること。また、災害に強く、かつ住民に確実に伝達されるように整備がされていること。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線のみならず、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保が検討されていること。

III 災害応急対策等について

1 初期の情報収集手段について

津波による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段が検討されていること。

2 防災事務に従事する者の安全確保について

避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保についても配慮されていること。

3 住民の安否情報の確認について

住民、特に居住地の市町村以外へ避難した住民の安否について、迅速な確認や情報提供等を行うための方策が検討されていること。

4 中・長期にわたる災害対応について

災害対応が中・長期間にわたることも、必要に応じ考慮されていること。

とりわけ、避難所での集団生活や避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染などが懸念されるが、これらへの対策が検討されていること。また、中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう非常用電源設備の整備が行われていること。

IV 災害予防等について

1 物資等の備蓄・輸送等について

今回の災害では、燃料が不足し、災害対応に支障を来したことから、災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど、備蓄しておくべき物資の品目、数量等が検討され、確保されていること。

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進がなされていること。

また、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについても、受援計画等について検討、整備が行われていること。

3 住民の防災意識向上のための普及啓発について

津波は第1波よりも第2波以降の方が大きくなる可能性があることなど、正確な知識の普及を始め、住民の防災意識向上のための普及啓発を一層推進すること。

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当 小野山、上坂、長崎

電話 03-5253-7525

FAX 03-5253-7535

23 東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣について(平成23年5月13日)

事 務 連 絡

平成23年5月13日

各都道府県消防主管課 } 御中
東京消防庁・政令指定都市消防本部 }

消防庁消防・救急課

東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣について

平成23年4月15日付け消防消第50号「東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する要望調査等について（照会）」により照会した件について、14道府県28消防本部より要望がありました。

今後の対応については、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の消防本部を優先して緊急時メンタルサポートチームを派遣したいと考えております。したがって、緊急消防援助隊として出動した消防本部については、緊急時メンタルサポートチームの派遣時期が遅れる可能性がありますので、可能であれば、専門家によるケアを行うなど、それぞれの消防本部において、消防職員の惨事ストレス対策を適切に対応していただくようお願いします。専門家の紹介等については、必要に応じ、下記まで御連絡いただければと考えております。

また、緊急消防援助隊として出動した隊員の健康診断に係る費用及び惨事ストレス対策として実施したカウンセリングに係る費用は、緊急消防援助隊活動費負担金の対象となりますので、当該負担金の活用について御検討をお願いいたします。

消防・救急課 職員第一係

担 当：鈴木係長・平内・小池

電 話：03-5253-7522

F A X：03-5253-7532

e-mail：shokuin@soumu.go.jp

24 東日本大震災を踏まえた調査の実施予定について（連絡）（平成23年6月23日）

事 務 連 絡
平成23年6月23日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消 防 庁 総 務 課

東日本大震災を踏まえた調査の実施予定について（連絡）

消防庁では、東日本大震災の発生を踏まえ、今後、別紙のとおり各担当課室より調査を実施することを予定しておりますので、お知らせいたします。

被災地の県、市町村及び消防本部におかれましては、今なお、復旧・復興等の対応でご多忙のところかと思いますが、これらの調査の実施について事前にご承知おきいただくとともに、各調査の依頼があった際には、ご協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、これらの調査については、あくまで現行の予定であり、今後の検討により、依頼時期や調査内容等の変更があり得ることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁総務課
担当：名越、塩谷
TEL 03-5253-7506
FAX 03-5253-7521

別紙

東日本大震災を踏まえ今後実施する予定の調査について

No.	調査概要	調査先	調査項目	実施予定日	担当者・課室	その他
1	被災地等における救急活動の状況について	緊急消防援助隊及び被災地の各消防本部	①被災地における救急出動件数、搬送人員、事故種別及び傷病程度(3月11日～1週間程度) ②全国の避難所等への救急出動件数及び搬送人員(3月11日～3か月間)	6月中に依頼 →7月末日締切り予定	救急企画室	※被災地の消防本部においては、可能な範囲で回答をお願いしたい。
2	緊急消防援助隊受援に伴う対応状況	受援県 受援消防本部 受援航空隊	①調整本部の設置・運営状況 ②推奨・検討事項 ③受援航空部隊対応状況等	6月中に依頼 →7月末日締切り予定	応急対策室	
3	消防用設備等の被害調査	震度6弱以上を観測した消防本部	消防用設備等の被害状況(管内建物のうち、特に注目すべき事例の報告)	6月中に依頼 →8月末日締切り予定	予防課	
4	地域防災計画等の緊急点検について	全都道府県 全市町村	・東日本大震災を受けて見直しを行っているもの(その進捗状況) ・見直しを行うにあたって国に求めたい支援	6月中に依頼 →照会から2週間から1ヶ月後締切り予定	防災課	※一括で調査を実施
5	災害時応援協定の活用状況	全都道府県 全市町村	・応援協定に基づく応援内容 ・効果的であったもの ・あればよかったもの	6月中に依頼 →照会から2週間から1ヶ月後締切り予定	防災課	
6	大規模災害の初期における消防本部の活動について	被災県内の各消防本部	震災時の消防本部における初動活動、活動計画に基づく災害対応状況等	7月中に依頼→照会から1カ月後に締切り予定	消防・救急課	
7	消防防災無線関係(消防庁との通信手段(音声、FAX)について)	全都道府県 全市町村	・設備の被災状況 ・設備の利用状況 ・混乱時の対応事例 ・今後の教訓や課題	7月中に依頼 →照会から1ヶ月後締切り予定	防災情報室	※一括で調査を実施
8	画像伝送システム(ヘリテレ、高所監視カメラ)について	全都道府県 全消防本部	・設備の被災状況 ・設備の利用状況 ・混乱時の対応事例 ・今後の教訓や課題	7月中に依頼 →照会から1ヶ月後締切り予定	防災情報室	※一括で調査を実施

資料1

消防庁から発出された主な通知・事務連絡等

No.	調査概要	調査先	調査項目	実施予定日	担当者・課室	その他
9	消防救急無線等について	緊急消防援助隊及び被災3県(岩手県、宮城県、福島県。以下同じ)内の各消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 設備の被災状況 設備の利用状況 混乱時の対応事例 今後の教訓や課題 デジタル化後の課題等 	7月中に依頼 一照会から1ヶ月 後締切り予定	防災情報室	
10	市町村防災行政無線及び都道府県防災行政無線の被災状況等について	被災3県内の県庁及び市町村	<ul style="list-style-type: none"> 耐震措置の有無、非常電源の有無 施設・設備の利用状況 無線の利用に混乱があった場合の代替通信方法 教訓や課題 	7月中に依頼 一照会から1ヶ月 後締切り予定	防災情報室	
11	消防団関係	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> 消防団の活動内容、量 経費 	秋頃詳細調査を実施予定 経費については6 月中に照会、2週間 から1か月後締切 予定	防災課	※宮城県、岩手県内の被災地市町村の消防団に対しては、現在ヒアリング調査を実施中。
12	災害時要援護者支援(東日本大震災における要援護者支援)の状況	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認方法 名簿や計画の活用実績 	検討中	防災課	※内閣府防災と調整の上実施予定
13	津波警報(避難勧告)を受けた避難状況について	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の覚知方法 避難の有無 避難場所 避難しなかった理由 	検討中	防災課	※内閣府防災と調整の上実施予定
14	緊急消防援助隊の活動についての調査	緊急消防援助隊を派遣した消防本部	部隊の移動経路、情報の収集伝達の様態、他機関との連携などについて	検討中	消防研究センター	
15	震災で発生した全火災の概要の収集	管内で出火の報告のあった消防本部	場所、津波被害の有無、火災概要、危険物施設、再通電火災、火災被害、火災調査の進捗等のオンラインの火災情報にない事項	検討中	消防研究センター	
16	消防職員・消防本部等被害状況	被災県内の各消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員被害状況 建物被害、車両等被害 	7月中に依頼 一照会から1ヶ月 後締切り予定	応急対策室	※消防庁被害報においてとりまとめとまとめているもの

No.	調査概要	調査先	調査項目	実施予定日	担当者・課室	その他
17	緊急消防援助隊の活動についての調査	緊急消防援助隊を派遣した本部のうち、指揮支援隊や指揮隊を派遣した消防本部	部隊の移動経路、情報の収集伝達の状況、現場配備の意志決定、他機関との連携などについて	6月中旬から7月	消防研究センター	※現地調査(ヒアリング)
18	消防活動についての調査	津波や火災の被災現場を管轄する消防本部	地震後から津波襲来後の消火、救助検索などの消防活動について	6月下旬から7月	消防研究センター	※現地調査(ヒアリング)
19	津波避難広報についての調査	津波によって被災した市町村、消防団、住民	避難広報・誘導の方法、住民の避難行動などについて	6月下旬から7月	消防研究センター	※現地調査(ヒアリング)
20	海外からの救助隊の受け入れについての検証調査	札幌市消防局 名古屋市消防局 京都市消防局 大阪市消防局 鳥取西部消防局	海外からの救助隊の受け入れに関する問題点、改善点等について	6月下旬	応急対策室 参事官室	※現地調査(ヒアリング)
21	危険物施設調査	市原市消防局	コスモ石油(株)千葉製油所について、球形ガスタンクの水張り時の地震発生に伴う火災発生及び隣接区画への延焼火災発生について	検討中	消防研究センター 特殊災害室	※現地調査

25 電力の需給逼迫に伴う停電等への対応について（通知）（平成23年7月11日）

消 防 予 第 2 7 1 号
消 防 危 第 1 3 9 号
消 防 応 第 2 4 8 号
消 防 情 第 1 1 1 号
平 成 2 3 年 7 月 1 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

電力の需給逼迫に伴う停電等への対応について（通知）

東日本大震災により、電力の供給力が大幅に減少したことを受け、節電に協力し、様々な取り組みをしていただいたことにより需給バランスが改善しました。しかし、全国各地域の例年より早い梅雨明けに伴い、暑い日が続いていることから、今夏、再び需給バランスが悪化するおそれもあるところです。

今般、政府による「需給逼迫警報」が発令されることが定められておりますが、発令時には緊急の節電要請がなされるとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性も考えられております。

つきましては、必要に応じ、防災行政無線等の活用による住民への周知についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、大規模停電が発生した場合又は計画停電を実施した場合の対応として別紙1及び別紙2のとおり定めましたので、ご留意いただくとともに貴管内市町村及び消防本部に対して（東京消防庁・各指定都市を除く）、この旨周知くださるようお願いいたします。

別紙1 電力の需給逼迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について

別紙2 大規模停電発生時の対応について（依頼）

別紙 1

電力の需給逼迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について

大規模停電が発生した場合又は計画停電を実施した場合、電源が必要な消防用設備等及び特殊消防用設備等が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障を生じるおそれがあるとともに、製造所等においては、当該施設の設備が停止すること等に伴い、火災や危険物の流出事故が発生するおそれが懸念されます。

このことを踏まえ、消防用設備等及び特殊消防用設備等の機能や性能及び防火対象物の用途、規模、収容人員、さらには計画停電実施時間中の事業の停止予定の有無、製造所等の保安全管理体制や施設の点検等の状況を勘案し、下記を参考に自主的な防火管理や事故防止対策等により防火安全性を確保するよう、防火対象物及び製造所等の関係者に対し、立入検査又は問い合わせ等の機会を活用して周知するようお願いいたします。

記

1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項

(1) 消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の容量を超えて停電の時間が続くと見込まれる場合等には、消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ること。

ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認すること。不活性ガス消火設備等については、起動用ポンベの容器弁開放等の手動による放出操作手順を再確認すること。

イ 警報設備

防火対象物の関係者等による巡回等による火災の早期発見及び当該設備の設置範囲内への連絡・周知体制を確保すること。

ウ 避難設備

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認すること。

(2) 自家発電設備の機能の確保

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあつては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。

(3) その他の留意事項

誘導灯のうち、点滅機能又は音声誘導機能が設けられているものは、常用電源が停電した際に自動的に作動する場合があるので、当該誘導灯を設置した施工業者等に事前にその対応方法について確認しておくこと。

2 製造所等に関する事項

停電時における製造所等の事故防止の徹底を図るため、次の事項について留意すること。

(1) 保安管理

製造所等の施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認すること。

(2) 自家発電設備の点検や試運転等の留意事項

自家発電設備の稼働に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合は、発電設備のサービスタンク及び配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認すること。

(3) プラント等における安全対策

停電により計装制御系統の機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等が起こり、プラント工程に異常が発生したり、他の用役施設も停止する危険があること等を踏まえ、制御電源を確保するとともにプラントの緊急停止等に際して、確実にバルブ等が閉鎖できるよう手順について再確認しておくこと。

(4) 消防用設備等の留意事項

製造所等の消防用設備等についても、上記1に掲げる事項について留意すること。

3 その他の一般事項

(1) 電気機器からの出火防止措置

電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、再通電火災の発生防止の観点から、スイッチを切る等の措置をすること。

(2) 119番通報体制の確保

I P電話やF A X機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し確実な119番通報体制を確保すること。

(3) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること。

(4) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用を制限すること。

連絡先

消防庁予防課 守谷、岡澤

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

消防庁危険物保安室 中本、竹本

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

別紙2

大規模停電発生時の消防庁への報告について（依頼）

電力需給の逼迫に伴って発生した大規模停電により被害が生じた場合又は救助事案の発生など特別な状況が生じている場合には、火災・災害等即報要領に基づき、速やかに消防庁への報告をお願いいたします。

特にエレベーター閉じ込め件数及び救出状況の確認については、政府への報告事項となっていることから、火災・災害等即報要領に基づく「報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合」に該当するものとして速やかに、別添様式により報告するようお願いいたします。

以上のことについては貴都道府県内の消防本部に対しても周知願います。

連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

担当：谷神、鳥羽、内山、境田

電話：03-5253-7527

別紙

停電等によるエレベーター等の閉じ込めにかかる被害状況等について

	第 報
	時 分
消防庁受信者	報告日時 平成 年 月 日
	都道府県
	消防本部名
	報告者名

停電発生日 (停電時間)	平成 年 月 日 (時 分 ~ 時 分)		
停電時間内における 119番通報件数	件	停電時間内における エレベーター等の閉じ込めにか かる119番通報件数	件
エレベーター等の閉じ込めにか かる救助出動件数	件	エレベーター等の閉じ込めにか かる救出人員	人
(うち救助活動件数)	(件)	(うち救急搬送者数)	(人)

その他停電等に伴う災害

- (注) エレベーター等とは、エレベーター、観覧車、その他電気が動力となり作動するもので、停電等により停止した場合に自力では脱出が困難となるものをいう。
- (注) 停電が継続している間は、停電時間について停電が発生した時間のみ記入すれば足りること。また、停電発生時間が明確でない場合はおおよその時間を記入すれば足りること。
- (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

26 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）（平成23年8月10日）

消防災第265号
平成23年8月10日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第254号）が、平成23年8月10日に公布、施行されました。については、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対し、下記事項に留意の上、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に支払う掛金の額を引き上げること。

2 改正の内容

平成23年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げたこと。（第4条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号）

3 適用関係

平成23年度に限り、改正後の掛金の額から改正前の掛金の額を控除した残額に相当する金額の掛金の支払期限を原則12月末日とするなど、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に対する市町村及び関係一部事務組合の掛金について、支払期限の特例を設けたこと。
（改正政令附則第2項）

27 東日本大震災に係る応急仮施設整備として設置される特別養護老人ホーム等
及び介護老人保健施設について（情報提供）（平成23年8月22日）

事 務 連 絡

平成23年8月22日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課

東日本大震災に係る応急仮施設整備として設置される特別養護老人ホーム
等及び介護老人保健施設について（情報提供）

標記について、厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課より別添1のとおり「東日本大震災に係る応急仮施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準について」（平成23年8月11日付け事務連絡）が別添2の都道府県知事及び市長あて通知されているところですので、お知らせします。

上記事務連絡において、応急仮施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準として「応急仮施設の設置に当たっては、当該施設の設置地域を所轄している消防官署と事前に十分調整されたいこと。」とされていることから、適宜相談等に応じて指導いただくとともに、その際には通常の防火対象物と同様、それぞれの用途、規模等に応じた防火安全対策が確保されるよう留意ください。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁予防課

岡澤、大歳

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

事務連絡
平成23年8月11日

殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課
老人保健課

東日本大震災に係る応急仮施設整備として特別養護老人ホーム等
及び介護老人保健施設を設置する際の基準について

今般、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」における厚生労働大臣が認める応急仮施設整備の対象について(平成23年8月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知(別紙))により、厚生労働大臣が認める応急仮施設整備について、対象となる社会福祉施設等が示されたところであるが、応急仮施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準につき、下記のとおりとするので、ご留意願いたい。

記

- (1) 応急仮施設として設置される特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設(以下「応急仮施設」という。)の入所者の安全を確保する観点から、応急仮施設は、平屋建ての準耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)とすること。
 - (2) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)に基づき、延べ面積が二百七十五平方メートル以上の特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設は、原則としてスプリンクラーの設置が義務付けられているところであるが、当該スプリンクラーの設置についても、本応急仮施設整備の補助対象となること。
 - (3) 応急仮施設の設置に当たっては、当該施設の設置地域を所轄している消防官署と事前に十分調整されたいこと。
- 2 応急仮施設の人員配置基準及び居室面積基準について、施設種別ごとに示されている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。なお、廊下幅や医務室など、人員配置基準及び居室面積基準以外の基準については、入所者の処遇に支障がない場合は、「設備及び運営に関する基準」を参酌した上で、貴職において判断することで差し支えない。



雇児発0811第3号
社援発0811第10号
老発0811第2号
平成23年8月11日

殿

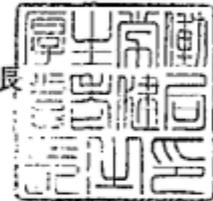
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」における
厚生労働大臣が認める応急仮施設整備の対象について

標記通知については、平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号厚生労働事務次官により示されているところであるが、今般、厚生労働大臣が認める応急仮施設整備について、別紙の施設種別を対象とすることとしたので、ご留意願いたい。

なお、応急仮施設を整備するにあたり、原則、施設種別ごとに示されている「設備及び運営に関する基準」を満たしていることを要するが、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長に協議するものとする。

ただし、特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設の基準については、別途定める事務連絡によるものとする。

別紙

厚生労働大臣が認めた応急仮設施設整備の対象

施設名等	施設名
社会福祉施設等	
保護施設 老人福祉施設	救護施設 特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター(※) 老人短期入所施設(※)
老人保健等施設 障害者支援施設等	介護老人保健施設 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所(生活介護事業、共同生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。)
児童福祉施設	保育所 児童厚生施設(児童館)
その他の社会福祉施設等	小規模多機能型居宅介護拠点(※) 子育て支援のための拠点施設(放課後児童クラブ)

※ 本体施設と一体的に整備されるものに限る

別添2

北海道知事	札幌市長
青森県知事	仙台市長
岩手県知事	さいたま市長
宮城県知事	千葉市長
秋田県知事	横浜市長
山形県知事	川崎市長
福島県知事	相模原市長
茨城県知事	新潟市長
栃木県知事	静岡市長
群馬県知事	浜松市長
埼玉県知事	名古屋市長
千葉県知事	旭川市長
東京都知事	函館市長
神奈川県知事	青森市長
新潟県知事	盛岡市長
石川県知事	秋田市長
山梨県知事	郡山市長
長野県知事	いわき市長
岐阜県知事	宇都宮市長
静岡県知事	前橋市長
愛知県知事	高崎市長
	川越市長
	船橋市長
	柏市長
	横須賀市長
	長野市長
	岐阜市長
	豊田市長
	豊橋市長
	岡崎市長